

独立行政法人福祉医療機構法案新旧対照条文

一 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）抄（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第五条 年金勘定ニ於テ八厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p> <p>第六条 業務勘定ニ於テ八健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第 号）第十六条第四項ノ規定ニヨリ納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>	<p>第五条 年金勘定ニ於テ八厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ社会福祉・医療事業団ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p> <p>第六条 業務勘定ニ於テ八健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ社会福祉・医療事業団ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、社会福祉・医療事業団ヘノ交付金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>

改 正 案	現 行
<p>第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金、介護保険法の規定による納付金、厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、独立行政法人福祉医療機構への補助金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉事業費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。</p>	<p>第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金、介護保険法の規定による納付金、厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、社会福祉・医療事業団への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉事業費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。</p>

改正案	現行
<p>（業務の委託等） 第十八条の二（第一項から第五項まで 略） 6 公庫は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第 号） （第十四条第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。前三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>附則 （第一項から第四項まで 略） 19 公庫は、第十八条の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、年金福祉事業団業務承継法第十三条の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。</p> <p>（第二十項から第二十三項まで 略）</p>	<p>（業務の委託等） 第十八条の二（第一項から第五項まで 略） 6 公庫は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。） （第二十八条第五項の規定により読み替えて適用される社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十二条第一項第一号の規定により社会福祉・医療事業団の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。前三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>附則 （第一項から第四項まで 略） 19 公庫は、第十八条の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、年金資金運用基金が年金福祉事業団業務承継法第十三条に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、年金福祉事業団業務承継法第十三条の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。</p> <p>（第二十項から第二十三項まで 略）</p>

四 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）抄（附則第十四条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（社会福祉事業の経営） 第三十五条（第一項 略） 2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を経営する場合においては、社会福祉法第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第 号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。</p>	<p>（社会福祉事業の経営） 第三十五条（第一項 略） 2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を経営する場合においては、社会福祉法第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への繰入金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（業務勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金及び交付金並びに独立行政法人福祉医療機構への補助金をもつてその歳出とする。</p>	<p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への繰入金若しくは交付金又は社会福祉・医療事業団への交付金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（業務勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は社会福祉・医療事業団への交付金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金及び交付金並びに社会福祉・医療事業団への交付金をもつてその歳出とする。</p>

六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和二十六年法律第百五十五号）抄（附則第十六条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 この法律において「<u>申出施設等</u>」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が独立行政法人福祉医療機構（以下「<u>機構</u>」という。）に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。</p> <p>(第四項から第六項 略)</p> <p>7 この法律において「<u>退職手当共済契約</u>」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。</p> <p>(第八項から第十一項 略)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第三条 機構は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>(第一号から第四号 略)</p> <p>(契約の成立)</p> <p>第四条 <u>退職手当共済契約</u>は、機構が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。</p> <p>(第二項 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 この法律において「<u>申出施設等</u>」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が社会福祉・医療事業団（以下「<u>事業団</u>」という。）に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により事業団が承諾したものをいう。</p> <p>(第四項から第六項 略)</p> <p>7 この法律において「<u>退職手当共済契約</u>」とは、経営者が、この法律の定めるところにより事業団に掛金を納付することを約し、事業団が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。</p> <p>(第八項から第十一項 略)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第三条 事業団は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>(第一号から第四号 略)</p> <p>(契約の成立)</p> <p>第四条 <u>退職手当共済契約</u>は、事業団が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。</p> <p>(第二項 略)</p>

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

(第一項及び第二項 略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 機構が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(契約の解除)

第六条 機構又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

(第一号から第三号 略)

3 機構は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

(第四項及び第五項 略)

6 機構は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

(退職手当金の支給)

第七条 機構は、被共済職員が退職(被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定による退職手当共済契約の解

(申出の承諾等)

第四条の二 事業団は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

(第一項及び第二項 略)

2 事業団が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 事業団が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(契約の解除)

第六条 事業団又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

(第一号から第三号 略)

3 事業団は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

(第四項及び第五項 略)

6 事業団は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

(退職手当金の支給)

第七条 事業団は、被共済職員が退職(被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定による退職手当共済契約の

除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）
したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

（支払の差止め）

第十二条 機構は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。

（支給の制限）

第十三条 機構は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2 機構は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

（掛金の納付）

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、機構に掛金を納付しなければならぬ。

（第二項及び第三項 略）

（納付期限）

第十六条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、機構が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 機構は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、そ

解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）
したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

（支払の差止め）

第十二条 事業団は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。

（支給の制限）

第十三条 事業団は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2 事業団は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

（掛金の納付）

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、事業団に掛金を納付しなければならぬ。

（第二項及び第三項 略）

（納付期限）

第十六条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、事業団が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 事業団は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、そ

の納付期限を延長することができる。

(割増金)

第十七条 機構は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

(第二項 略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)の三分の一以内を補助することができる。

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、機構に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

(届出)

第二十一条 共済契約者は、厚生労働省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生労働省令で定める事項を機構に届け出なければならない。

(原簿)

第二十四条 機構は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(第二項 略)

(あつせん)

第二十五条 退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金

その納付期限を延長することができる。

(割増金)

第十七条 事業団は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

(第二項 略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業団に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)の三分の一以内
- 二 事業団の事務に要する費用

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

(届出)

第二十一条 共済契約者は、厚生労働省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生労働省令で定める事項を事業団に届け出なければならない。

(原簿)

第二十四条 事業団は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(第二項 略)

(あつせん)

第二十五条 退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金

に関して、機構と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生労働大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 被共済職員期間又は退職手当金に関して、機構と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときも、前項と同様とする。

(第三項 略)

(戸籍事項の無料証明)

第二十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、機構又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

に関して、事業団と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生労働大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 被共済職員期間又は退職手当金に関して、事業団と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときも、前項と同様とする。

(第三項 略)

(戸籍事項の無料証明)

第二十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、事業団又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

七 老人福祉法（昭和二十八年法律第百二十三号）抄（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（指定法人による助成業務の実施）</p> <p>第二十八条の四 独立行政法人福祉医療機構は、第二十八条の二第一項の規定による指定がされたときは、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第 号）第十二条第一項第七号の規定による助成の業務のうち、老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業を行う者に係るもの（以下「助成業務」という。）の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。</p> <p>（第二項以下 略）</p> <p>（交付金）</p> <p>第二十八条の八 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によつて得られた収益の一部を、交付金として交付することができる。</p>	<p>（指定法人による助成業務の実施）</p> <p>第二十八条の四 社会福祉・医療事業団は、第二十八条の二第一項の規定による指定がされたときは、社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二の規定による助成の業務のうち、老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業を行う者に係るもの（以下「助成業務」という。）の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p> <p>（交付金）</p> <p>第二十八条の八 社会福祉・医療事業団は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項の基金の運用によつて得られた収益の一部を、交付金として交付することができる。</p>

八 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）抄（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（指定法人による助成業務の実施）</p> <p>第九条 独立行政法人福祉医療機構は、第七条第一項の規定による指定がされたときは、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第 号）第十二条第一項第七号の規定による助成の業務のうち、福祉用具の研究開発及び普及に係るもの（以下「助成業務」という。）の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p> <p>（交付金）</p> <p>第十三条 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によって得られた収益の一部を交付金として交付することができる。</p>	<p>（指定法人による助成業務の実施）</p> <p>第九条 社会福祉・医療事業団は、第七条第一項の規定による指定がされたときは、社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二の規定による助成の業務のうち、福祉用具の研究開発及び普及に係るもの（以下「助成業務」という。）の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p> <p>（交付金）</p> <p>第十三条 社会福祉・医療事業団は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項の基金の運用によって得られた収益の一部を交付金として交付することができる。</p>

九 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）抄（附則第二十条関係）

改正案	現行
<p>第一章 年金福祉事業団の解散等（第一条 第四条）</p> <p>第二章 基金の業務の範囲に係る経過的特例等</p> <p>第一節 承継資金運用業務（第五条 第十条）</p> <p>第二節 承継一般業務（第十一条 第二十六条）</p> <p>第三節 基金法の適用（第二十七条）</p>	<p>第一章 年金福祉事業団の解散等（第一条 第四条）</p> <p>第二章 基金の業務の範囲に係る経過的特例等</p> <p>第一節 承継資金運用業務（第五条 第十条）</p> <p>第二節 承継一般業務（第十一条 第二十六条）</p> <p>第三節 基金法の適用（第二十七条）</p> <p>第三章 社会福祉・医療事業団の業務の特例等（第二十八条）</p> <p>第二十八条 社会福祉・医療事業団は、社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項に規定する業務のほか、厚生年金保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと及びこれに附帯する業務を行う。</p> <p>2 社会福祉・医療事業団は、前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>3 政府は、予算の範囲内において、社会福祉・医療事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用（当該業務を行うため必要な貸付資金を除く。）の一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>4 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務を行う場合について準用する。</p> <p>5 第一項の規定により社会福祉・医療事業団の業務が行われる場合には、社会福祉・医療事業団法第二十一条第一項第一号中「第五号の二</p>

に掲げる業務」とあるのは「第五号の二に掲げる業務並びに年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第二十八条第一項に規定する業務」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項）年金福祉事業団業務承継法第二十八条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同法第三十五条中「この法律及びこれに基づき政令」とあるのは「この法律及びこれに基づき政令並びに年金福祉事業団業務承継法」と、同法第三十六条第二項及び第三十七条第一項中「この法律又は社会福祉施設職員等退職手当共済法」とあるのは「この法律、社会福祉施設職員等退職手当共済法又は年金福祉事業団業務承継法」と、同法第四十一条中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項（年金福祉事業団業務承継法第二十八条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第四十二条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項又は年金福祉事業団業務承継法第二十八条第一項」とする。

十 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）抄（附則第二十二條關係）

改 正 案		別表第一（第二條關係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
現 行		別表第一（第二條關係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十一 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）抄（附則第二十三条関係）

改正案		別表（第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会保険診療報酬支払基金		社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）		
	社会保険診療報酬支払基金		社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）		
現行		別表（第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会保険診療報酬支払基金		社会福祉・医療事業団		
	社会保険診療報酬支払基金		社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）		
	社会保険診療報酬支払基金		社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）		